

議第6号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る  
るその他処理施設の敷地の位置について

(特定行政庁：岐阜県知事)

令和4年10月3日提出

岐阜県都市計画審議会 会長

建築第345号

岐阜県都市計画審議会

「その他処理施設」に該当する産業廃棄物処理施設の設置に係る建築許可にあたり、敷地の位置が都市計画上支障ないとする  
ことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により諮  
問します。

令和4年9月9日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

# 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る「その他処理施設」の敷地の位置についての概要

——— 海津都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について ———

## 1. 建築基準法(第51条)の概要

建築基準法(第51条)本文は、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物(第88条第2項に規定による工作物)は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、建築(用途変更を含む)してはならないとしている。

しかしながら、同条ただし書きで、特定行政庁が許可する際に、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないとした場合は、都市計画の位置決定を不要としている。

## 2. 対象施設(その他処理施設)とする根拠

廃棄物処理法施行令に規定する次の廃棄物処理施設が該当する。  
(建築基準法施行令第130条の2の2)

その他処理施設		処理能力	備考	
一般廃棄物 処理施設	ごみ処理施設	5トン/日以上のもの		
産業廃棄物 処理施設	1) 汚泥の脱水施設	10立メートル/日を超えるもの		
	2) 汚泥の乾燥施設	10立メートル/日を	〃	
	3) 汚泥の焼却施設	5立メートル/日を	〃	
	4) 廃油の油水分離施設	10立メートル/日を	〃	
	5) 廃油の焼却施設	1立メートル/日を	〃	
	6) 廃酸・廃アルカリの中和施設	50立メートル/日を	〃	
	7) 廃プラスチック類の破碎施設	5トン/日を	〃	※該当
	8) 廃プラスチック類の焼却施設	0.1トン/日を	〃	
	8-2) 木くず・がれき類の破碎施設	5トン/日を超えるもの		
	9) 汚泥のコンクリート固形化施設	すべてのもの		
	10) 水銀等含む汚泥のばい煙施設	〃		
	11) シアン化合物の分解施設	〃		
	12) PCB汚染物等の焼却施設	〃		
	12-2) PCB処理物等の分解施設	〃		
13) PCB汚染物等の洗浄・分離施設	〃			
13-2) 産業廃棄物の焼却施設	〃			

## 3. ただし書き許可とする根拠

設置者が民間事業者であることにより、将来の情勢から移転又は廃止等が考えられること。

## 4. 申請敷地の概要

申請者	株式会社タイボー 代表取締役 平野 <small>かずとよ</small> 二十四		
用途	産業廃棄物処理施設		
敷地位置	海津市南濃町志津字野中901番10外9筆	敷地面積	3,729.85㎡
用途地域	用途地域の指定のない区域(白地形態規制Ⅳ)		
申請理由	その他処理施設の設置		

## 5. 申請(処理)施設の概要

建築基準法第51条	廃棄物処理施設(品目・能力)
対 象	【産業廃棄物】 ・ 廃プラスチック類の破砕処理(14.52t/日)

## 6. 建築物の概要

建築面積	1,030.87㎡ (建蔽率 27.64% < 60%)						
延べ面積	1,030.87㎡ (容積率 27.64% < 200%)						
建築物別 概 要	No.	棟名	階数	建築面積	延べ面積	高さ	備考
	①	廃棄物処理施設	1	408.21㎡	408.21㎡	6.517m	破砕
	②	製品倉庫棟	1	520.00㎡	520.00㎡	8.057m	
	③	事務室棟	1	49.53㎡	49.53㎡	2.904m	
	④	休憩室棟	1	37.04㎡	37.04㎡	2.904m	
	⑤	喫煙室棟	1	6.10㎡	6.10㎡	2.844m	
	⑥	屋外便所棟	1	9.99㎡	9.99㎡	2.844m	

## 7. 処理行為の概要

運搬車両	種別	搬入	搬出	合計
	13t車	23台/月	47台/月	70台/月
	2.5t車	4台/月	-	4台/月
	計	27台/月	47台/月	74台/月
処理品目	搬入品	<許可対象> 産業廃棄物 ・ 廃プラスチック類(壁紙、レザーシート) 搬入元: 建材メーカー		
	搬出品	・ PVC粉砕品(建材シート用原料) 搬出先: リサイクル原料製造工場(成形用材に加工する工場)		
稼働時間	午前8時～午後8時 (休憩: 午後0時～午後1時) 11時間稼働			

## 8. その他特記事項

海津市の意見	申請地は、学校、保育園・幼稚園および病院・福祉施設などからは離れています。 搬入・搬出経路は、主要地方道南濃・関ヶ原線を通る計画であり、交通上の観点からも問題ないと考えられます。 以上のことから、株式会社タイボーが申請されている工場(プラスチック原料加工)に関して、都市計画上支障のないものと考えます。
廃棄物処理法	平成2年9月11日付けで産業廃棄物処理業許可を取得済み、5年ごとの更新を行っている。 直近、令和2年9月15日付け許可番号02120023259にて岐阜県西濃県事務所長から産業廃棄物処分業許可を受けており、現在、産業廃棄物処理施設としての事業を継続中である。 また、産業廃棄物処理施設許可については、令和4年6月2日付けで軽微変更等届出済み。
その他	都市計画法施行規則第60条証明 ・ 令和4年5月16日付け岐西建築証第178号の8にて取得済み。 従前施設は、火災による焼失のため、建築基準法上は新築となり、新規許可を要する。

議題6号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について



位置図

# 議題6号

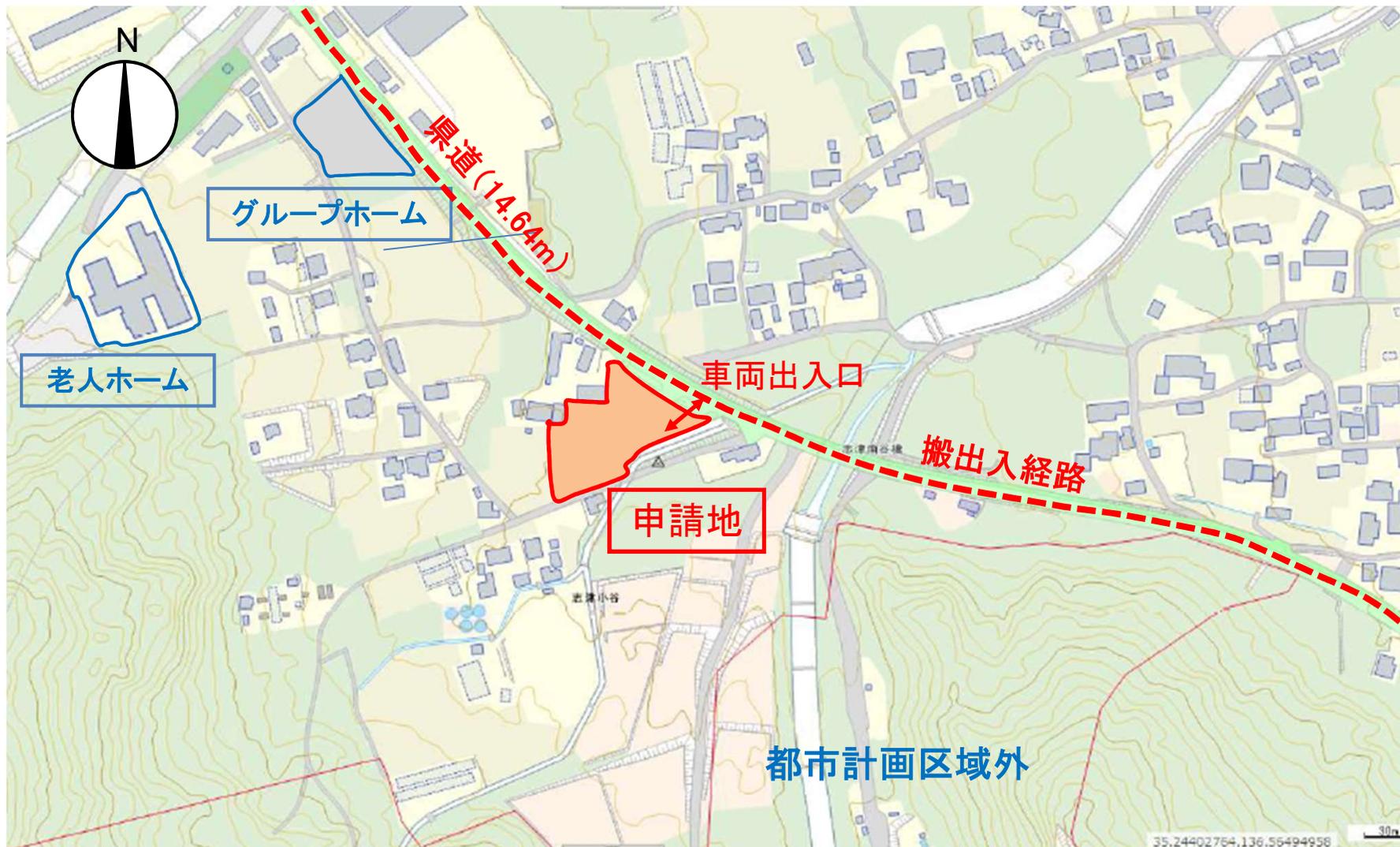
建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について



都市計画総括図(抜粋)

議題6号

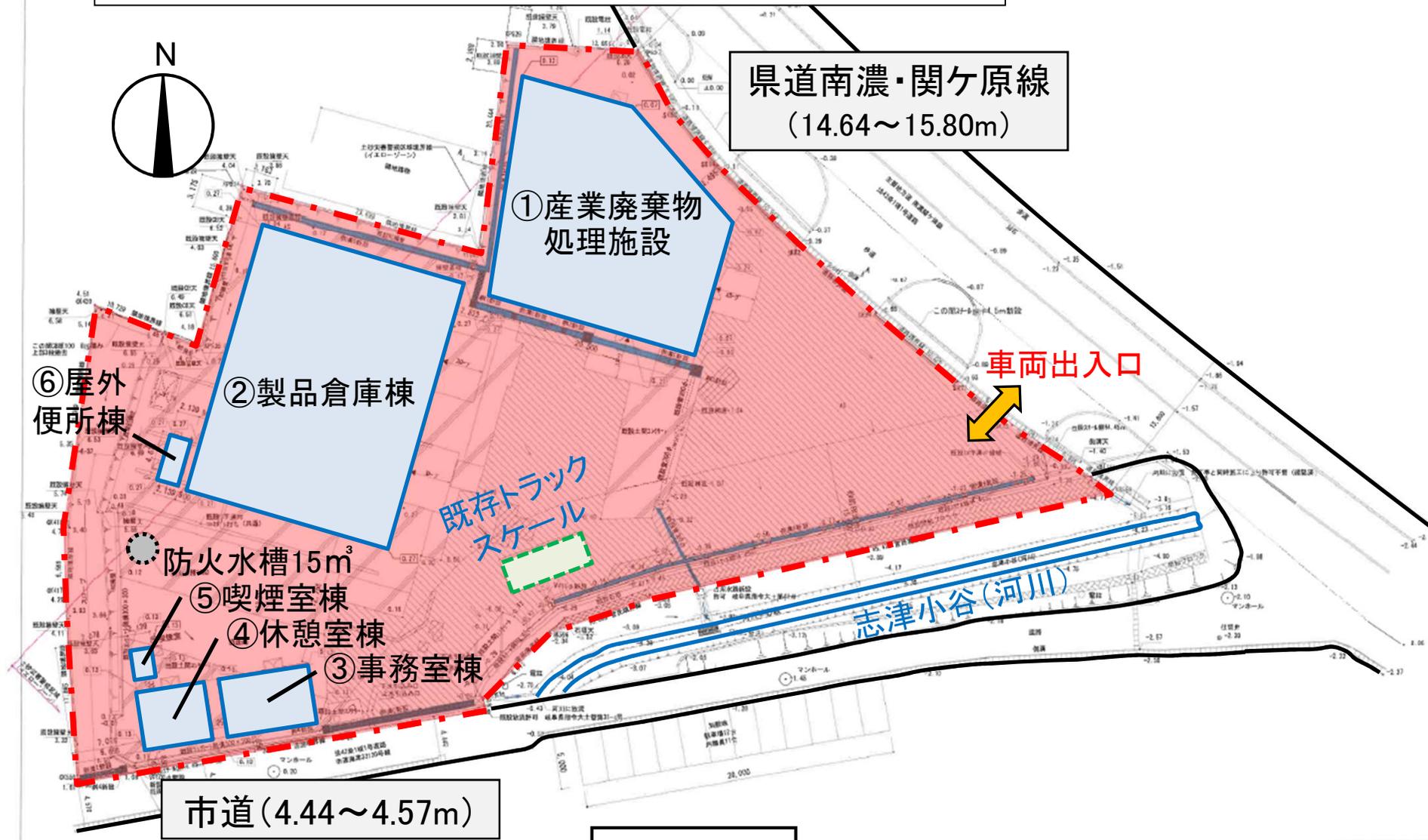
建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について



付近見取図

議題6号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について



配置図